

3 委員会告示及び選挙長告示

(1)鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示

告示番号	告示事項	根拠法令	鳥取県公報
第2号	立候補予定者説明会の開催	—	5. 24 付第 8801 号
第5号	ポスター掲示場にポスターを掲示できる日	法 144 の 2	
第6号	ポスター掲示場の区画数	—	
第7号	選挙人名簿登録基準日等	法 22、23、令 14	6. 17 付第 8808 号
第8号	在外選挙人名簿の縦覧期間	令 23 の 11	
第9号	選挙長等の選任	法 75、令 80、81	
第10号	選挙長の執務場所	—	
第11号	選挙事務所の標札等の配色	法 131、141、141 の 2、 164 の 2、164 の 5、164 の 7	6. 22 付号外第 60 号
第12号	選挙運動用ビラ証紙の地模様等	法 142	
第13号	攻見放送の放送順序を定めるくじを行う日時及び場所	放規 13、14	
第14号	選挙運動費用制限額	法 194、196、令 127	6. 22 付号外第 61 号
第15号	選挙会の開催場所及び日時	法 78	7. 5 付第 8813 号
第16号	当選人の住所及び氏名	法 101 の 3	7. 13 付号外第 65 号
第1号 (公表)	選挙運動費用収支報告書の要旨	法 192	12. 16 付 号外第 113 号

(2)鳥取県選挙管理委員会告示

告示番号	告示事項	根拠法令	鳥取県公報
第14号	選挙分会長（選挙区の分会長、比例の分会長）等の選任	法 75、令 80、81	
第15号	選挙分会長の執務場所	—	
第16号	投票用紙の様式	法 45、規則 5、選規 15	
第17号	投票用封筒等に押すべき印	規則 8、10、10 の 5	6. 22 付号外第 60 号
第18号	選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所	法 169、172、運規 58	
第19号	名簿届出政党等の名称等掲示の掲載順序を定めるくじ を行う日時及び場所	法 175、運規 66	
第20号	選挙権を有する者の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の 数	自治法 74 等	6. 22 付号外第 61 号
第24号	選挙分会の開催場所及び日時	法 78	7. 5 付第 8813 号

(3)選挙長・選挙分会長告示

告示番号	告示事項	根拠法令	鳥取県公報
第1号	候補者の届出（選挙長）	法 86 の 4	6. 22 付号外第 62 号
第1号	選挙立会人のくじを行う場所及び日時（比例分会長）	法 76	7. 5 付第 8813 号

合同選管告示

鳥取県及び島根県参議院合同選区選管委員会告示第2号

平成28年執行予定の参議院鳥取県及び島根県選区選出議員選舉における立候補届出に関する説明会を次のとおり開催する。

平成28年5月24日

鳥取県及び島根県参議院合同選区選管委員会委員長 津田和美

日時 平成28年5月31日 午後1時30分
場所 島根県松江市駿町1番地 島根県庁

平成28年6月17日 金曜日 鳥取県公報 第8808号

合同選管告示

鳥取県及び島根県参議院合同選区選管委員会告示第5号

平成28年7月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選区選出議員選舉における公職選舉法(昭和25年法律第100号)第44条の2第5項の規定によりボスター掲示場にボスターを掲示する日を次のとおり定める。

平成28年6月17日

鳥取県及び島根県参議院合同選区選管委員会委員長 津田和美

平成28年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選区選管委員会告示第7号
平成28年7月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選区選出議員選舉における選舉人名簿の登録について
被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び締切の期間を次のとおり定める。
平成28年6月17日

鳥取県及び島根県参議院合同選区選管委員会委員長 津田和美
被登録資格の決定の基準となる日 平成28年6月21日
ただし、年齢による被登録資格の決定の基準となる日 平成28年7月10日
登録を行う日 平成28年6月21日
締切期間 平成28年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選区選管委員会告示第8号
平成28年7月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選区選出議員選舉における在外選挙人名簿に係る総覧の期間を次のとおり定める。
平成28年6月17日

総覧期間 平成28年6月22日

選管委員会告示

鳥取県選管委員会告示第14号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選舉における選舉分會長及びその職務代理者を公職選舉法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選舉法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第11条の規定により告示する。

平成28年6月22日

鳥取県選管委員会告示第14号
平成28年7月10日執行の参議院議員通常選舉における選舉分會長相見慎1 参議院鳥取県及び島根県選出議員選舉
(1) 選舉分會長 米子市八幡224-4 相見慎
(2) 選舉分會長の職務代理者 八頭郡八頭町上津黒67 衣笠章2 参議院比例代表選出議員選舉
(1) 選舉分會長 米子市八幡224-4 相見慎
(2) 選舉分會長の職務代理者 八頭郡八頭町上津黒67 衣笠章

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選舉における選舉分會長は、次の場所においてその事務を行う。

平成28年6月22日

鳥取県選管委員会告示第16号
平成28年7月10日執行の参議院議員通常選舉における投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成28年6月22日

(参議院鳥取県及び島根県選舉区選出議員選舉の投票用紙)

第二十五回 参議院鳥取県及び島根県選舉区選出議員選舉投票

候補者氏名

点字投票

備考

○ 注意
1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

鳥取県選舉管理委員会印

第二十五回 参議院鳥取県及び島根県選舉区選出議員選舉投票

候補者氏名

点字投票

備考

○ 注意
1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

鳥取県選舉管理委員会印

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選舉管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は、「サンキイン センヨク」とする。
- 4 点字の表記については、公職選舉法施行令第39条の別表第1による。

備考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選舉管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は、「サンキイン センヨク」とする。
- 4 点字の表記については、公職選舉法施行令第39条の別表第1による。

(参議院比例代表選出議員選舉の投票用紙)

第二十五回 参議院比例代表選出議員選舉投票

候補者氏名
は該候補者の氏名は他の政
治団体の名稱を略
しくは略称

点字投票

参議院比例代表選出議員選舉投票院

委員会印

鳥取県選舉管理委員会印

○ 注意
1 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
2 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

備考

1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。

2 鳥取県選舉管理委員会の印は、刷込み式とする。

3 点字の表示内容は、「サンキイン ヒレイ ダイヒヨー」とする。

4 点字の表記については、公職選舉法施行令第39条の別表第1による。

鳥取県選舉管理委員会告示第17号

- 平成28年7月10日執行の参議院議員通常選舉における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外國信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選舉管理委員会の印とし、刷込み式とする。
- 2 鳥取県選舉管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は、「サンキイン ヒレイ ダイヒヨー」とする。
- 4 点字の表記については、公職選舉法施行令第39条の別表第1による。

平成28年6月22日

鳥取県選舉管理委員長 相 見 慎

鳥取県選舉管理委員会告示第18号

- 平成28年7月10日執行の参議院議員通常選舉における公職選舉法(昭和25年法律第100号)第169条第6項の規定による選舉公報の掲載文の掲載順序のじを行う日時及び場所を鳥取県選舉運動管理規程(昭和37年鳥取県選舉管理委員会規則第3号)第58条の規定により次のとおり定めたので、同條の規定により告示する。

1 参議院鳥取県及び島根県選舉区選出議員選舉 鳥取県選舉管理委員會委員長 相 見 慎

(1) 日 時 平成28年6月23日 午後5時10分
(2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県選舉管理委員室

2 參議院比例代表選出議員選舉

(1) 日 時 平成28年6月26日 午前10時
(2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県選舉管理委員室

平成28年6月22日 鳥取県選舉管理委員會告示第19号

平成28年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選舉における公職選舉法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定による参議院各管選出公選挙の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選舉運動管理規程(昭和37年鳥取県選舉管理委員會規則第3号)第66条第1項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成28年6月22日

鳥取県選舉管理委員會委員長 相 見 慎

1 日 時 平成28年6月22日 午後6時
2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県選舉管理委員室

合 同 選 管 告 示

鳥取県及び島根県参議院合同選舉区選舉管理委員會告示第9号

平成28年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選舉区選出議員選舉における選舉長及び選舉委員に於ける事故があり、又は選舉長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成28年6月22日

参議院鳥取県及び島根県選舉区選出議員選舉選舉長

島根県松江市東朝日町125 津 田 和 美
参議院鳥取県及び島根県選舉区選出議員選舉選舉長職務代理者
島根県出雲市松寄下町1138-2 吾 鄉 朋 之

鳥取県及び島根県参議院合同選舉区選舉管理委員會告示第10号

平成28年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選舉区選出議員選舉における選舉事務所の勤務する場所は次のとおりである。

平成28年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選舉区選舉管理委員會委員長 津 田 和 美

島根県松江市殿町1 島根県

鳥取県及び島根県参議院合同選舉区選舉管理委員會告示第11号

平成28年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選舉区選出議員選舉における選舉事務所の標札、選舉運動用自動車又は船舶及び航路機の表示板、個人演説会用立て又は看板の類の表示板、乗車する者又は乗船する者及び選舉運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色を次のとおり定める。

平成28年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選舉区選舉管理委員會委員長 津 田 和 美
選舉事務所の標札、選舉運動用自動車又は船舶及び航路機の表示板、個人演説会用立て又は看板の類の表示板、

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第20号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び半額総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成28年6月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 賢 憲	9,694
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	48,468
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,447
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	53,182
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	41,264
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,691
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,841
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,436
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,318
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,138
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,228
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,464

合 同 選 管 告 示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙管理委員会告示第14号

平成28年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に附する支出の金額の制限額は、次のとおりである。

平成28年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

制限額

37,634,500円

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙長告示

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙長告示第1号

平成28年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

平成28年6月22日

届出番号	届出年月日	届出の別	（よりがな）候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業
参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙長 津 田 和 美 ーのウェブサイト等のアドレス								
1	平成28年6月22日	日本人	こくりょう 國 健 ぶんた	東京都	島根県松江市難波町789	昭和56年11月17日	幸福 実現 党	政党政員
2	平成28年6月22日	日本人	ふくしま 福 島 浩 彦	千葉県 ルド1-A号	鳥取県米子市愛宕町84	マチ 昭和31年9月26日	無所属	大学教授
3	平成28年6月22日	日本人	おおき 青木 一 彦	島根県 2668-1	島根県出雲市大社町杵塚北	昭和36年3月25日	自由 民主党	参議院議員 http://www.aokikazuhiko.jp

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第24号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における選挙区分の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選舉法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成28年7月5日

1 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙区分会
 (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 (2) 日 時 平成28年7月12日 午後2時

2 参議院比例代表選出議員選挙選挙区分会
 (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 (2) 日 時 平成28年7月12日 午後2時30分

合 同 選 挙 管 告 示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙選挙管理委員会告示第15号

平成28年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成28年7月5日

1 場 所 鳥取県松江市殿町1 島根県庁

参 議 院 比 例 代 表 選 出 議 員 選 挙 選 挙 選 挙 分 会 長 告 示

参議院比例代表選出議員選挙選挙区分会長告示第1号

平成28年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙において参議院各選挙区分から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行いう場所及び日時は次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成28年7月5日

1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県選挙管理委員会
 2 日 時 平成28年7月7日 午後5時20分

正 誤

平成28年6月22日付鳥取県公報号外第61号の鳥取県及び島根県参議院合同選挙選挙管理委員会告示第14号（参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出の金額の制限額）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2
行 下から1
誤 37,634,500
正 37,634,400

合 同 選 管 公 表

鳥取県及び島根県参議院合同選舉区選舉管理委員会公表第1号

公報選舉法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成28年7月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選舉区選出議員選舉における候補者の選舉運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成28年12月16日

鳥取県選舉区選出議員選舉区選舉管理委員会委員長 津 田 和 美

公職の候補者の選舉運動に関する収支報告書要旨

- 1 選舉の種類 平成28年7月10日執行参議院鳥取県及び島根県選舉区選出議員選舉
- 2 公職選舉法の規定による選舉運動に觸る支出の金額の制限額 (法定選舉運動費用額) 37,634,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名 出納責任者 氏 名	青木 一彦 竹下 直	所属党派 (職 業) 自由民主党	期間 5月23日から 7月23日まで	第1回分
収入	支出			
主たる寄附 〔氏名〕 団体名 自由民主党島根県参議院選舉区第三支部	人件費 家屋費 選舉事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 廣告費 文具費 食糧費 休泊費 雜費	15,000,000円 4,816,290円 1,705,364円 1,486,282円 225,082円 221,270円 306,215円 2,168,640円 2,702,264円 57,666円 1,489,961円 929,992円 1,831,444円		
その他の寄附 その他の収入 今回計	件 0円 0円 15,000,000円		今回計 16,239,105円	
前回計 総 計		円 15,000,000円	前回計 16,239,105円 総 計 16,239,105円	
支出のうち公費負担相当額				
	項目	金額		
	選舉運動用通常業書の作成 ビラの作成 ポスターの作成 選舉事務所の立札及び看板の額の作成 選舉運動用自動車等の立札及び看板の額の作成 個人演説会の立札及び看板の額の作成	223,550円 585,360円 1,132,800円 329,484円 348,368円 189,375円		
報告書受理年月日	平成28年7月25日	第1回報告分		
		計 2,808,937円		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年7月10日執行参議院島根県及び島根県選舉区選出議員選舉
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 37,634,400円
 3 報告書の要旨

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年7月10日執行参議院島根県及び島根県選舉区選出議員選舉
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 37,634,400円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	青木 一彦	所属党派	自由民主党	期間		第2回分	第3回分
				8月4日から	8月4日まで		
収入	主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業) (寄附額)	(職業) (寄附額)	支出	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雜費	0円 0円 0円 0円 321,287円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円	0円 0円 0円 0円 316,039円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円
その他他の寄附	件					0円	
その他他の収入						0円	
今回計						0円	今回計
前回計						15,000,000円	前回計
総計						16,560,392円	総計
項目	項目	金額	金額				
選挙運動用通常業書の作成		0円	0円	選挙運動用通常業書の作成		0円	
ビラの作成		0円	0円	ビラの作成		0円	
ポスターの作成		0円	0円	ポスターの作成		0円	
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円	0円	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円	0円	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円	
個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円	0円	個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円	
計		0円	0円	計		0円	
報告書受理年月日	平成28年8月10日	第2回報告分		報告書受理年月日	平成28年8月30日	第3回報告分	

候補者氏名	青木 一彦	所属党派	自由民主党	期間		第2回分	第3回分
				8月25日から	8月25日まで		
収入	主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業) (寄附額)	(職業) (寄附額)	支出	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雜費	0円 0円 0円 0円 321,287円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円	0円 0円 0円 0円 316,039円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円
その他他の寄附	件					0円	
その他他の収入						0円	
今回計						0円	今回計
前回計						15,000,000円	前回計
総計						16,560,392円	総計
項目	項目	金額	金額				
選挙運動用通常業書の作成		0円	0円	選挙運動用通常業書の作成		0円	
ビラの作成		0円	0円	ビラの作成		0円	
ポスターの作成		0円	0円	ポスターの作成		0円	
選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円	0円	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円	0円	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円	
個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円	0円	個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円	
計		0円	0円	計		0円	
報告書受理年月日	平成28年8月10日	第2回報告分		報告書受理年月日	平成28年8月30日	第3回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年7月10日執行参議院鳥取県及び島根県選舉
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する選出の金額(法定選挙運動費用額) 37,634,400円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	固領 豊太	所属党派	幸福実現党	期 間	3月31日から 7月17日まで	第1回分
出納責任者 氏 氏 名	古田 植奈実	(職 業)	(寄附額)			
收入	主たる寄附 〔氏 名 団体名〕 幸福実現党島根県本部	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雜費	57,700円 311,421円 300,961円 10,460円 20,866円 27,595円 1,022,490円 598,966円 1,583円 0円 80,610円 286,249円			

候補者氏名	固領 豊太	所属党派	幸福実現党	期 間	3月31日から 7月17日まで	第1回分
出納責任者 氏 氏 名	古田 植奈実	(職 業)	(寄附額)			
支出	主たる寄附 〔氏 名 団体名〕 幸福実現党島根県本部	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雜費	57,700円 311,421円 300,961円 10,460円 20,866円 27,595円 1,022,490円 598,966円 1,583円 0円 80,610円 286,249円			
その他の寄附	1件		1,000円			0円
その他の収入			78,630円			0円
今回計			6,099,340円	今回計	2,407,478円	0円
前回計			円	前回計	2,407,478円	今回計
総 計			6,099,340円	総 計	6,099,340円	6,099,340円

項目	金額	項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	0円	選挙運動用通常葉書の作成	0円
ピラの作成	0円	ピラの作成	0円
ボスターの作成	0円	ボスターの作成	0円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	0円	計	0円

- 1 選挙の種類 平成28年7月10日執行参議院鳥取県及び島根県選舉
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する選出の金額(法定選挙運動費用額) 37,634,400円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	固領 豊太	所属党派	幸福実現党	期 間	8月 8 日から 8月 8 日まで	第2回分
出納責任者 氏 氏 名	古田 植奈実	(職 業)	(寄附額)			
収入	主たる寄附 〔氏 名 団体名〕 幸福実現党島根県本部	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雜費	57,700円 311,421円 300,961円 10,460円 20,866円 27,595円 1,022,490円 598,966円 1,583円 0円 80,610円 286,249円			
支出	主たる寄附 〔氏 名 団体名〕 幸福実現党島根県本部	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雜費	57,700円 311,421円 300,961円 10,460円 20,866円 27,595円 1,022,490円 598,966円 1,583円 0円 80,610円 286,249円			
その他の寄附	1件		1,000円			0円
その他の収入			78,630円			0円
今回計			6,099,340円	今回計	2,407,478円	0円
前回計			円	前回計	2,407,478円	今回計
総 計			6,099,340円	総 計	6,099,340円	6,099,340円

- 1 選挙の種類 平成28年7月10日執行参議院鳥取県及び島根県選舉
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する選出の金額(法定選挙運動費用額) 37,634,400円
 3 報告書の要旨

公職の候補者の選舉運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年7月10日執行参議院鳥取県及び島根県選舉員選挙
 2 公職選挙法の規定による選舉運動に関する支出の金額の制限額（法定選舉運動費用額）
 3 報告書の要旨

- 1 選挙の種類 平成28年7月10日執行参議院鳥取県及び島根県選舉員選挙
 2 公職選挙法の規定による選舉運動に関する支出の金額の制限額（法定選舉運動費用額）
 3 報告書の要旨

候補者氏名	國領 豊太	所屬党派	幸福実現党	期 間		第3回分
				8月19日から 8月23日まで		
収入	主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	支出 人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雜費	0円 0円 0円 0円 113,870円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 3,340円	117,010円
その他他の寄附	件	0円	0円	その他他の収入	0円	2,297円
その他の収入	0円	0円	0円	今回計	0円	今回計
今回計	0円	0円	6,099,340円	前回計	6,099,340円	前回計
前回計	0円	0円	2,491,940円	総 計	2,568,950円	総 計
総 計	0円	0円	2,568,950円		2,551,247円	
項目	金額	項目	金額	項目	金額	金額
選挙運動用通常葉書の作成	0円	選挙運動用通常葉書の作成	0円	選挙運動用通常葉書の作成	0円	0円
ビラの作成	0円	ビラの作成	0円	ビラの作成	0円	0円
ポスターの作成	0円	ポスターの作成	0円	ポスターの作成	0円	0円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円	0円
計	0円	計	0円	計	0円	0円

報告書受理年月日 平成28年8月25日 第3回報告分

報告書受理年月日 平成28年9月8日 第4回報告分

公職の候補者の選舉運動に関する収支報告書要旨

- 1 選舉の種類 平成28年7月10日執行参議院鳥取県及び島根県選舉区選出議員選舉
 2 公職選舉法の規定による選舉運動に関する支出の金額(法定選舉運動費用額) 37,634,400円
 3 報告書の要旨

- 1 選舉の種類 平成28年7月10日執行参議院鳥取県及び島根県選舉区選出議員選舉
 2 公職選舉法の規定による選舉運動に関する支出の金額(法定選舉運動費用額)
 3 報告書の要旨

候補者氏名	福島 潤彦	所屬党派	無所属	期間		第1回分	第2回分
				6月2日から 7月22日まで	7月22日まで		
収入	主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕 民進党	(職業) (寄附額) 10,000,000円		支出	人件費 家賃費 選舉事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雜費	2,332,800円 932,460円 880,966円 51,504円 7,701円 911,146円 2,345,520円 2,501,015円 464,721円 649,769円 446,517円 688,776円	
その他の寄附 その他の収入 今回計 前回計 総計	0円 0円 10,000,000円 10,000,000円	0円 0円 11,280,425円 11,280,425円	0円 0円 11,280,425円 11,280,425円	金額	選舉運動用通常葉書の作成 ビラの作成 ポスターの作成 選舉事務所の立札及び看板の類の作成 選舉運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 個人演説会の立札及び看板の類の作成 計	205,700円 788,000円 944,000円 326,742円 290,400円 195,000円 2,750,842円	金額
支出のうち公費負担相当額					選舉運動用通常葉書の作成 ビラの作成 ポスターの作成 選舉事務所の立札及び看板の類の作成 選舉運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 個人演説会の立札及び看板の類の作成 計	0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円	金額
報告書受理年月日	平成28年7月25日	第1回報告分			報告書受理年月日	平成28年9月5日	第2回報告分

候補者氏名	福島 潤彦	所屬党派	無所属	期間		7月23日から 8月31日まで	第2回分
				6月2日から 7月22日まで	7月22日まで		
収入	主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕 民進党	(職業) (寄附額) 10,000,000円		支出	人件費 家賃費 選舉事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雜費	0円 0円 0円 0円 54,885円 29,615円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円	
その他の寄附 その他の収入 今回計 前回計 総計	0円 0円 10,000,000円 10,000,000円	0円 0円 11,280,425円 11,280,425円	0円 0円 11,280,425円 11,280,425円	金額	選舉運動用通常葉書の作成 ビラの作成 ポスターの作成 選舉事務所の立札及び看板の類の作成 選舉運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 個人演説会の立札及び看板の類の作成 計	0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円	金額
支出	人件費 家賃費 選舉事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雜費	0円 0円 0円 0円 54,885円 29,615円 0円 0円 0円 0円 0円 0円	金額	選舉運動用通常葉書の作成 ビラの作成 ポスターの作成 選舉事務所の立札及び看板の類の作成 選舉運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 個人演説会の立札及び看板の類の作成 計	0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円	金額	
支出しのうち公費負担相当額					選舉運動用通常葉書の作成 ビラの作成 ポスターの作成 選舉事務所の立札及び看板の類の作成 選舉運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 個人演説会の立札及び看板の類の作成 計	0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円	金額
報告書の要旨	石田 正義				報告書の要旨		

1 選舉の種類 平成28年7月10日執行参議院・衆院及び鳥取県選舉

2 公職選挙法の規定による選舉運動に関する支出し額(注左選挙運動費用額)

37,634,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名 〔氏名 〔団体名〕	福島 浩彦 （職業） （寄附額）	所属党派 無所属	期 間 9月1日から 9月14日まで	第3回分
収入 主たる寄附	支出 人件費 家屋費 選舉事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 廣告費 文具費 食糧費 休泊費 雜費			
出納責任者 氏 名 石田 正義				
支出し額	82,102円			
その他の寄附 その他の収入 今回計 前回計 総 計	0円 0円 0円 10,000,000円 10,000,000円	今回計 前回計 総 計	82,102円 11,364,795円 11,446,897円	
支出のうち公費負担相当額				
選舉運動用通常葉書の作成 ビラの作成 ポスターの作成 選舉事務所の立札及び看板の額の作成 選舉運動用自動車等の立札及び看板の額の作成 個人演説会の立札及び看板の額の作成 合計			0円 0円 0円 0円 0円 0円	
報告書受理年月日	平成28年9月21日	第3回報告分		

4 選挙事務執行体制等

(1) 第24回参議院議員通常選挙事務分担表

委員長 相見 慎
 委員長職務代理者 英 義人
 委員 大口 久志
 委員 藤村実千子

係名	事務分担	32名(前回H25:29名)	
		主査	副査
総括	○選挙事務の総括に関すること	衣笠事務局長 川上次長兼庶務係長	高橋参事 溝内次長
	○選挙事務の連絡調整に関すること ○報道機関等への情報提供に関すること	溝内次長 宮本係長	川上次長兼庶務係長 溝内次長
管理係	○諸規程の整備に関すること ○選挙管理委員会の議案に関すること ○選挙管理委員会、選挙(分会)長の告示に関すること ○市町村選挙管理委員会及び指定病院等の一般指導に関すること ○取締機関及び報道機関との連絡に関すること(管理執行関係) ○選挙事務の一般管理に関すること ○供託金の管理に関すること ○他の係に属しない事項に関すること	宮本係長 小泉係長 遠藤係長 日下部主事	溝内次長
市町村候補者公営係	○選挙公報に関すること ○政見放送に関すること ○投票用紙の作製に関すること ○不在者投票等事務諸用紙の作製に関すること ○立候補届出諸用紙の作製に関すること ○候補者公営に関する諸用紙の作製に関すること ○政治団体関係諸用紙及び「七つ道具」の作製に関すること ○氏名等掲示に関すること ○投・開票事務諸用紙の作製に関すること ○点字氏名票、点字版・音声版「選挙のお知らせ」に関すること	田中補佐 宮本補佐 秋本書記 辰島書記 高林書記 高林書記 福田書記 武田書記 秋本書記 武田書記	秋本書記 宮本係長 田中補佐 秋本書記 福田書記 宮本補佐 高林書記 高林書記 武田書記 辰島書記
	○各種印刷立会、総務省原稿受領、物資輸送同行	矢吹補佐(交通) 眞野主事(交通) 田中補佐(教学) 湊係長(教学) 野田主事(統計) 白間主事(統計) 田渕主事(文化) 上田主事(文化) 居川主事(スポーツ) 尾室主事(スポーツ)	-
啓発係	○臨時啓発に関する計画の立案・実施に関すること ○啓発物資の作製に関すること ○明るい選挙推進大会に関すること ○市町村の啓発事業に関すること	都田補佐 都田補佐 高橋参事 遠藤書記	遠藤書記 遠藤書記 遠藤書記 都田補佐
速報係	○報道機関との連絡に関すること(投開票速報関係) ○投・開票速報に用いる物資の作製に関すること ○投・開票速報システムに関すること ○投・開票速報(HP・ウェブ関係)に関すること	片山書記 片山書記 片山書記 小泉書記	溝内次長 小泉書記 宮本係長 矢田部主事(情報)
庶務経理係	○庶務経理の総括に関すること ○候補者公営費の支払に関すること ○選挙の執行経費に関すること ○不在者投票特別経費交付金に関すること ○物品・契約課経由の物資作製の総括に関すること ○選挙(分会)長、立会人等への旅費、報酬の支払に関すること ○物資輸送に関すること ○その他の支払事務に関すること	川上次長兼庶務係長 石本書記 小林書記 松田書記 小林書記 松田書記 石本書記 石本書記	内田補佐 小林書記 石本書記 小林書記 内田補佐 石本書記 松田書記 内田補佐

(2) 投開票速報実施要領等

ア 第24回参議院議員通常選挙 投・開票速報実施要領

平成28年7月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙(以下「選挙区選挙」という。)並びに参議院比例代表選出議員選挙(以下「比例代表選挙」という。)の投票状況・開票状況について、鳥取県内市町村選挙管理委員会の実施分に係る速報は、次のとおり行うこととします。

1 通常時の速報報告(オンライン)

- 各市町村からの当日有権者速報、投票速報、開票速報は、原則としてオンラインにより行います。
 - オンラインの操作方法については、「投・開票オンラインシステム操作説明書（市区町村版）」を参照ください。
- (1) 投票結果（選挙区選挙、比例代表選挙）

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 各投票所からの報告の集計が終わり次第	県委員会にオンラインにより報告 (選挙区選挙、比例代表選挙の順) 報告メール名 ・選挙区選挙： 「選挙区投票結果・○○（市町村名）」 ・比例代表選挙： 「比例代表投票結果・○○（市町村名）」

注) データの入力が完了したときは、送信前にチェックリストを印刷し、2人1組で入力データの確認を行ってください（選挙区選挙、比例代表選挙を混同しないように注意ください。）。

報告数には、期日前投票、不在者投票を含めた数字を報告してください。

予定時刻までに投票結果の報告がない市町村に対しては、県委員会事務局長の指示により、督促する場合があります。

選挙当日有権者数には、期日前投票を行った者のうち、選挙期日までに選挙権を有しなくなった者を含みます。

(2) 開票速報（選挙区選挙、比例代表選挙）

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 《開票速報》 各市町村の投票の点検、集計が終わり次第 《選挙区選挙中間報》 4市：21時30分から30分おき報告 (例：21時30分については、21時20分 から21時30分までの間に報告)	県委員会にオンラインにより報告 (選挙区選挙、比例代表選挙の順) 報告メール名 ・選挙区開票結果： 「選挙区開票結果・○○（市町村名）」 ・選挙区市部中間報： 「選挙区開票状況*・○○市」 (*番号は、報告回数) ・比例代表開票速報： 「比例代表開票結果・○○（市町村名）」

注) 開票速報のデータ入力が完了したときは、送信前に必ずチェックリストを印刷し、2人1組で入力データの確認を行ってください（選挙区選挙、比例代表選挙を混同しないように注意ください。）。

市町村における投票状況及び開票状況の公表は、県委員会に報告後、各市町村委員会において柔軟に対応してください。

(3) 訂正報（選挙区選挙、比例代表選挙）

報告したデータに間違いを発見した場合は、直ちに訂正報を下記によりお願いします。

- 訂正後の数値を入力して、出力したチェックリストに訂正箇所の該当数字の前に○印をつけて「訂正後」と記入し、訂正前のチェックリストに「訂正前」と明記したものと併せて、県選管にファクシミリ送信する。
- ①の直後に、電話により訂正報を行う旨を連絡し、訂正箇所と訂正理由を報告する。
- 必ず県委員会からの指示を受けた上で、訂正後のデータをメール送信する。

(電話番号：0857-26-7591, 7058 ファクシミリ番号：0857-26-8129)

(4) 無効投票速報（選挙区選挙、比例代表選挙）

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 開票速報に引き続き	無効投票の内訳を県委員会にファクシミリにより報告

注) 県委員会は、無効投票速報の内容が確認された時点で待機解除の指示を出しますので、開票速報責任者は、県委員会からの解除指示があるまでは待機し、解除したあとも国からの解除連絡があるまでは、いつでも緊急連絡が取れるようにしてください。

報告に当たっては、「選挙区選挙無効投票速報発信票」及び「比例代表選挙無効投票速報発信票」により行なってください。なお、速報の際は併せて無効投票率

[無効投票速報発信票「合計」]
開票速報「投票総数」も速報してください。

この場合の無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めてください。

(5) 推定投票率速報（選挙区選挙）

- 推定投票率速報は、下記の投票区において、オンラインによらず、県委員会からの電話聞き取りにより実施します。
- 実施方法については、「第24回参議院議員通常選挙推定投票率速報要領」により行ってください。

市町村名	投票区名	施設名	所在地
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	鳥取市寿町 907
米子市	第8投票区	米子市児童文化センター	米子市西町 133
倉吉市	第5投票区	倉吉市立西郷小学校体育館	倉吉市下余戸 114
境港市	第1投票区	境港市渡公民館	境港市渡町 1356-1
岩美町	浦富第2投票区	県漁業協同組合浦富支所	岩美郡岩美町大字浦富 2359-15
八頭町	第17投票区	八東体育文化センター	八頭郡八頭町富枝 10-1
琴浦町	第11投票区	赤崎地区公民館	東伯郡琴浦町大字赤崎 1547-5

大山町	中山第3投票区	大山町役場中山支所	西伯郡大山町赤坂 66
日南町	第2投票区	日南町役場	日野郡日南町霞 800

2 非常時の速報報告（ファクシミリ）

機械の故障などオンラインによる報告ができない場合は、次により報告してください。

(1) 各市町村委員会はあらかじめデータを入力していない空の帳票（チェックリスト）をオンライン不通時の報告様式として印刷して準備してください。

(2) ファイルの作成ができるものの、オンライン送信不能の場合には、帳票を印刷してファクシミリにより報告してください。送信する用紙は、A4サイズとします。

(3) ファイルの作成自体ができない場合には、予め印刷しておいた帳票に記入し、ファクシミリにより送信してください。

(4) ファクシミリ送信した後に、電話により送信不能の旨を報告してください。

この際に使用する電話は、訂正報のものと同じとします。

電話報告の際に、受信した帳票の内容について、市町村委員会と県委員会とで確認を行います。

(電話番号：0857-26-7591, 7058 ファクシミリ番号：0857-26-8129)

3 問い合わせ先等

(1) オンラインシステムに関する質疑 (0857)-26-7591/7058

(2) その他管理執行に関する質疑 (0857)-26-7057/7061

(3) 報告用のファクシミリ番号 (0857)-26-8129

イ 参議院議員通常選挙推定投票率速報要領

1 速報期日 平成28年7月10日

2 速報を行う投票区（速報投票区）

次の速票投票区において、速報現在時の投票者数の報告を行ってください。

市町村	投票区名	投票所施設名	受信電話番号
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	0857-26-7059
米子市	第8投票区	米子市児童文化センター	
倉吉市	第5投票区	倉吉市立西郷小学校体育館	
境港市	第1投票区	境港市渡公民館	0857-26-7167
岩美町	浦富第2投票区	県漁業協同組合浦富支所	
八頭町	第17投票区	八東体育文化センター	
琴浦町	第11投票区	赤崎地区公民館	0857-26-7168
大山町	中山第3投票区	大山町役場中山支所	
日南町	第2投票区	日南町役場	

3 速報責任者

各市町の選挙管理委員会は、速報投票区に速報責任者を配置し、速報を行ってください。

4 速報要領

(1) 速報時刻の時間及び方法

速報時刻	方 法	県選管 留意事項
9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分、20時現在の推定投票率	<県から定時通話で聞き取り> 1) 速報責任者は速報時刻の10分前時点での投票者数（累計）を男・女・計別に記録後、電話口で待機 2) 速報責任者は、「○市（町）第○投票区○時現在投票速報」と呼びし、「投票者数、男○名、女○名、計○名」と報告	1) 速報投票区から速報の報告を受けたときは、その内容を復唱して確認 2) 受信者（聞取者）、発信者（報告者）が相互に氏名を確認 3) 9時現在で聞き取りをする際に当日有権者数及び当該速報投票区の期日前投票者数を確認

※大山町は18時が最終。 ※岩美町、琴浦町及び日南町は19時が最終。

(2) 使用する電話

速報の聞き取りに使用する電話は、2の表のとおりです。

(3) 期日前投票及び不在者投票の扱い

○期日前投票者数については、9時の報告時点から当該速報投票区の数を加えて報告してください。（以降の報告時も同様）

○在外投票者数及び不在者投票者数については、この報告から除外されるものですので、注意してください。

5 推定投票率の算定（県委員会）

(1) 速報投票区の当日有権者数で、速報時刻（4（1））現在の男・女・計の投票者数を除して、各速報投票区の投票率を算出し、公表責任者に報告するものとします。

(2) 投票率は、百分率（%）により、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで算出するものとします。

(3) 県全体の推定投票率は、次の算式により算出するものとします。

$$\left[\frac{\text{県の男の当}}{\text{日有権者数}} \right] \times \left[\frac{\text{全速報投票区の}}{\text{男の推定投票率}} \right] + \left[\frac{\text{県の女の当}}{\text{日有権者数}} \right] \times \left[\frac{\text{全速報投票区の}}{\text{女の推定投票率}} \right]$$

(県の当日有権者数)

ウ 第24回参議院議員通常選挙投票・開票状況公表要領

平成28年7月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）及び参議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）の投票・開票状況について、鳥取県内市町村選挙管理委員会の実施分に係る鳥取県選挙管理委員会による公表は、次のとおり行うこととする。

1 投票状況の公表

（1）推定投票率

ア 推定投票率は、選挙区選挙についてのみ、次の速報投票区の投票状況により推定する。

市町村名	速報投票区名	施設名	所在地
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	鳥取市寿町907
米子市	第8投票区	米子市児童文化センター	米子市西町133
倉吉市	第5投票区	倉吉市立西郷小学校体育館	倉吉市下余戸114
境港市	第1投票区	境港市渡公民館	境港市渡町1356-1
岩美町	浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	岩美郡岩美町大字浦富2359-15
八頭町	第17投票区	八東体育文化センター	八頭郡八頭町富枝10-1
琴浦町	第11投票区	赤崎地区公民館	東伯郡琴浦町大字赤崎1547-5
大山町	中山第3投票区	大山町役場中山支所	西伯郡大山町赤坂66
日南町	第2投票区	日南町役場	日野郡日南町霞800

イ 公表の時間及び方法

公表時間	公表方法
9時、10時、11時、12時、13時、 14時、15時、16時、17時、18時、 19時、19時30分、20時現在の 推定投票率（計13回）	1) 一覧表を県政記者室に提供（17部） 2) F-net（県政記者室）等によりファクシミリ送信 3) 2)に併せ、鳥取県選挙管理委員会ウェブサイト（以下「HP」という。）に掲載（更新）

※公表時間の取扱いは次のとおりとする。

〔市町→県：(n-1)時50分(n時20分)からn時00分(n時30分)までの間に県へ報告。〕

〔県選管：n時00分(n時30分)現在をn時10分(n時40分)までに公表。〕

※速報投票区の投票時間（閉鎖時刻）に繰上げがある場合は、該当時間の分までとする。

ウ 推定投票率の算定方法

（ア）期日前投票の取扱い

期日前投票者数については、9時の公表時点から当該速報投票区の分の数を加える（以降の報告時も同様とする）。

（イ）不在者投票の取扱い

不在者投票者数については、この算定から除外する。

（ウ）鳥取県全域の推定投票率については、次の算式に基づいて百分率（%）を計算し、少数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位までにより算定する。

$$\left[\frac{\text{県の男の当}}{\text{日有権者数}} \right] \times \left[\frac{\text{全速報投票区の}}{\text{男の推定投票率}} \right] + \left[\frac{\text{県の女の当}}{\text{日有権者数}} \right] \times \left[\frac{\text{全速報投票区の}}{\text{女の推定投票率}} \right]$$

（県の当日有権者数）

（2）確定投票率

区分	公表時間	公表方法
選挙区選挙	20時30分 から30分おき 及び 最終確定時	1) 県計集計票をメール送信（CSV形式及びExcel形式） 2) 1)に併せ、県計集計票を県政記者室に提供（17部） 3) 2)に併せ、HPに掲載（更新） ※ 1)は希望する報道機関に対してのみ実施する。
	最終確定時 (中央選管報告後)	1) 市町村別個票を一括してメール送信（CSV形式） ※ 1)は希望する報道機関に対してのみ実施する。
比例代表選挙	最終確定時 (中央選管報告後)	選挙区選挙と同じ
		〔市町村→県：確定後随時に県へ報告。〕

2 開票状況の公表

（1）選挙区選挙

区分	公表時間	公表方法
町村別開票速報（①） (確定報)	着信の都度	1) 町村別個票を着信の都度メール送信（CSV形式）
市部開票速報（②）	21時30分 から30分おき	1) 市部個票をその都度メール送信（CSV形式）

確定報	着信の都度	1) 市部個票を着信の都度メール送信 (CSV形式)
時間別開票速報 (①と②を累計)	21時30分 から30分おき 及び 最終確定時	1) 県計集計票をメール送信 (CSV形式及びExcel形式) 2) 1)に併せ、県計集計票を県政記者室に提供 (17部) 3) 2)に併せ、HPに掲載 (更新) ※ 1)は希望する報道機関に対してのみ実施する。
法定得票数及び 供託金の没収点	開票結果 最終確定時	

※公表時間の取扱いは次のとおりとする。

[市→県：(n-1)時50分(n時20分)からn時00分(n時30分)までの間に県へ報告。]

[県選管：n時00分(n時30分)現在をn時10分(n時40分)までに公表。]

(2) 比例代表選挙

区分	時間	公表方法
市町村別開票速報 (確定報)	着信の都度	1) 市町村別個票を着信の都度メール送信 (CSV形式)
時間別開票速報	23時00分 から1時間おき 及び 最終確定時 (中央選管報告後)	1) 県計集計票をメール送信 (CSV形式及びExcel形式) 2) 1)に併せ、県計集計票を県政記者室に提供 (17部) 3) 2)に併せ、HPに掲載 (更新) ※ 1)は希望する報道機関に対してのみ実施する。

※公表時間の取扱いは次のとおりとする。

[市町村→県：確定後随時に県へ報告。]

[県選管：n時00分現在をn時10分までに公表。]

3 その他

市町村における投票状況及び開票状況の公表については、県選挙管理委員会に対する報告の後、各市町村選挙管理委員会において柔軟に対応するものとする。

4 県選管公表時刻一覧表

別添1のとおり。(略)

5 各市町村選管開票予定場所及び予定時刻表

別添2のとおり。(略)

工 第24回参議院議員通常選挙投票・開票状況の合同選管発表について

平成28年7月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）の投票・開票状況について、鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会による公表は、次のとおり行われる。

1 投票状況の公表

(1) 推定投票率

ア 推定投票率は、次の市町村における標準的な投票区を抽出して推定する。

鳥取県	島根県
鳥取市	松江市
米子市	浜田市
倉吉市	出雲市
境港市	益田市
岩美町	大田市
八頭町	安来市
琴浦町	江津市
大山町	雲南市
日南町	

イ 公表の時間及び方法

公表時間	公表方法
10時、11時、14時、16時、 18時、19時30分現在の推定投票率 (計6回)	1) 合区計集計票をメール送信 (Excel形式) 2) 1)に併せ、合区計集計票を県政記者室に提供 (17部) 3) 2)に併せ、F-net (県政記者室) 等によりファクシミリ送信 4) 3)に併せ、公式ウェブサイト (以下「HP」という。) に掲載 (更新) ※ 1)は希望する報道機関に対してのみ実施する。

※公表時間の取扱いは次のとおりとする。

[合同選管：n時00分(n時30分)現在をn時20分(n時50分)までに公表。]

ウ 算定方法

(ア) 期日前投票の取扱い

期日前投票者数については、10時の公表時点から推定に加える（以降の公表時も同様とする。）。

(イ) 不在者投票の取扱い

不在者投票者数については、この算定から除外する。

(2) 確定投票率

公表時間	公表方法
最終確定時	1) 合区計集計票をメール送信 (Excel形式) 2) 1)に併せ、合区計集計票を県政記者室に提供 (17部) 3) 2)に併せ、HPに掲載 (更新) ※ 1)は希望する報道機関に対してのみ実施する。

2 開票状況の公表

区分	公表時間	公表方法
中間開票状況	21時30分 から30分おき	1) 合区計集計票をメール送信 (Excel形式) 2) 1)に併せ、合区計集計票を県政記者室に提供 (17部)
確定開票結果	最終確定時	3) 2)に併せ、HPに掲載 (更新) ※ 1)は希望する報道機関に対してのみ実施する。

※公表時間の取扱いは次のとおりとする。

[合同選管：n時00分(n時30分)現在をn時20分(n時50分)までに公表。]

公表内容
①21時30分のみ 「確定した市町村の候補者別得票数」+「鳥取県4市の候補者別中間得票数」
②22時00分から 「確定した市町村の候補者別得票数」+「鳥取県4市及び島根県8市の候補者別中間得票数」

3 その他(当日有権者数(合区計・推計)の公表)

公表時間	公表方法
12時10分	1) 合区計集計票をメール送信 (Excel形式) 2) 1)に併せ、合区計集計票を県政記者室に提供 (17部) 3) 2)に併せ、HPに掲載 (更新) ※ 1)は希望する報道機関に対してのみ実施する。

※投票開始前の当日有権者数の推計である。なお、当日有権者数は、投票が終了するまで確定しない。

(3) 第24回参議院議員通常選挙投・開票当日事務分担並びに事務処理要領

委員長	相見 慎
委員長職務代理者	英 義人
委員	大口 久志
委員	藤村実千子

1 組織及び分担

係名・人数	分 担 事 務	担 当 者
総 指 挥 (1)	投票及び開票速報に関する事務処理を指揮する。	衣笠事務局長
総 務 係 (1)	庶務・給与・物品調達を担当し、他の係に属しない事務を処理する。	川上次長
発 表 係 (5)	県政記者室における投票及び開票速報の公表に関する事務を処理する。	記者室(衣笠事務局長) 高橋参事 印刷配布・FAX送信担当 (高橋参事)、内田、都田、石本、松田
指 導 係 (3)	市町村の投票及び開票の事務処理に関し、適宜指示を与える、又は投票の効力等に関する質疑に回答する等市町村の指導に関する事務を処理する。	溝内次長、宮本係長、日下部
推定投票率受信係 (3+兼7)	速報投票区(9投票所)から投票速報を受信(計13回)し、県内の投票率を推定する事務を処理する。 推定投票率のホームページへの掲示を行う。	総括(溝内次長) 集計・報告 (宮本係長、日下部、小泉) 受信 田中(教)、眞野(交)、居川(ス) HP(福田、高林) 県端末・合区端末担当 (片山、日下部)
電 算 係 (10)	オンラインシステムの総括を行うとともに、投票速報及び開票速報の集計並びに中央選管への報告を行う。 また、合同選管分の集計について、島根県選管と送受信を行い、合同選管の集計結果を発表係に引き継ぐ。 投票速報及び開票速報の受信確認、データ保存、公表用帳票印刷に関する電算処理を行う。 また、市町村がオンライン報告ができない場合の代行入力処理を行う。	県端末班(集計係) (主)小泉、(副)福田 合区端末班(集計係) (主)矢吹(交)、(副)福田 代行端末班(受信係) 1班(端末1) 田中、辰島 2班(端末2) 宮本、武田

		3班(端末3) 秋本、小林
	投票速報及び開票速報の集計された情報を選管ホームページに掲載する。	HP担当(発表係) (主)遠藤、(副)矢田部(情)
メール送信係 (兼2)	投・開票速報のメールによる公表の事務を処理する。	(発表係) (主)矢田部(情)、(副)遠藤
調整係 (2+兼2)	全体の進捗状況を管理し、電算係への確定指示等を行うとともに、無効投票速報(ファクシミリ)の受信状況を確認し、市町村との連絡調整を行う。	(川上次長、宮本係長) 片山、高林

2 各係の事務処理要領(指導係及び総務係を除く。)

A 推定投票率係

◎推定投票率は、選挙区選舉について、速報投票区の投票状況により推定する。

(1) 電話区分等

- ・速報投票区からの投票速報を受信する場合の電話の区分等は、次のとおりである。

市町村	速報投票区名	投票所施設名	速報責任者	電話番号	受信電話番号	担当者
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	太田 薫道	/	(0857) 26-7059	田中(教)
米子市	第8投票区	米子市児童文化センター	米田 克宏	/	" 26-7059	"
倉吉市	第5投票区	倉吉市立西郷小学校体育館	山崎 慎之介	/	" 26-7059	"
境港市	第1投票区	境港市渡公民館	遠藤 彰	/	" 26-7591	眞野(交)
岩美町	浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	濱野 晃	/	" 26-7591	"
八頭町	第17投票区	八東体育文化センター	竹内 泰弘	/	" 26-7591	"
琴浦町	第11投票区	赤崎地区公民館	浜川 明	/	" 26-7089	居川(ス)
大山町	中山第3投票区	大山町役場中山支所	門脇 恵美子	/	" 26-7089	"
日南町	第2投票区	日南町役場	實延 太郎	/	" 26-7089	"

(2) 導通確認

- ・投票日の当日午前8時30分に予行通話をを行う(県から発信を行う。)。

(3) 受信時刻

- ・投票日の当日次の時刻である。(速報投票区においては、それぞれ時刻の10分前の数字を報告することになっている。)。9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分、20時(計13回)

(4) 受信票の記入

- ・速報投票区からの投票速報を受信したときは、「投票速報受信票」の「投票者(4)~(6)」に記入する。ただし、9時の報告を受信するときは、併せて「当日有権者(1)~(3)」についても記入する。

(5) 期日前投票者数が含まれていること等の確認

- ・9時の報告を受信する際には、次の事項を確認する。

- ①期日前投票者数が含まれていること
- ②不在者投票者数及び在外投票者数を除外していること

(6) 電話の発信

- ・速報に当たっての電話の発信は、県から行う。

(7) 推定投票率(単県分)の公表

- ・公表は、県政記者室への資料提供及び県政記者室Fネットによりファクシミリ送信することで行う。
- ・資料提供はB4判で行い、17部用意する。Fネット送信用にA4判の原稿も持参する。
- ・公表時刻(時点)は、9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分、20時とする。

(8) 中間投票状況(単県分)の送信(島根県選管への送信:計6回)

- ・聞き取りにより集計した推定投票率を、合区端末及びファクシミリにより島根県選管に送信する。

- ・送信に当たっては、データ入力後、画面上で読み合わせ確認を必ず行う。

- *第1回 10時現在: 10時10分までに入力、画面上で読み合わせ後送信 (10時期限)
- *第2回 11時現在: 11時10分までに " (11時期限)
- *第3回 14時現在: 14時10分までに " (14時期限)
- *第4回 16時現在: 16時10分までに " (16時期限)
- *第5回 18時現在: 18時10分までに " (18時期限)
- *第6回 19時30分現在: 19時40分までに " (19時30分期限)

(9) 中間投票状況(合区分)の受信(島根県選管からの受信:計6回)

・合区端末により島根県選管から合区分の推定投票率を受信する。

*第1回 10時現在：10時20分までに受信

*第2回 11時現在：11時20分までに受信

*第3回 14時現在：14時20分までに受信

*第4回 16時現在：16時20分までに受信

*第5回 18時現在：18時20分までに受信

*第6回 19時30分現在：19時50分までに受信

(10) 推定投票率(合区分)の公表

- ・公表は、県政記者室への資料提供及び県政記者室Fネットによりファクシミリ送信することで行う。
- ・資料提供はB4判で行い、17部用意する。Fネット送信用にA4判の原稿も持参する。
- ・公表時点は、10時、11時、14時、16時、18時、19時30分とする。
- ・公表時刻は、公表時点の20分後とする。

(11) 中間投票状況(単県分)の報告(中央選管への報告：計6回)

- ・聞き取りにより集計した推定投票率を、県端末により中央選管に報告する。
- ・報告に当たっては、データ入力後、帳票を打ち出し、読み合わせ確認を必ず行う。
- *第1回 10時現在：10時50分までに入力、帳票打ち出し及び読み合わせ後送信 (11時期限)
- *第2回 11時現在：11時50分までに " (12時期限)
- *第3回 14時現在：14時50分までに " (15時期限)
- *第4回 16時現在：16時50分までに " (17時期限)
- *第5回 18時現在：18時50分までに " (19時期限)
- *第6回 19時30分現在：20時20分までに " (20時30分期限)

(12) ホームページへの掲示(ホームページ担当)

集計の際に作成したデータを使用して、ホームページ用データを作成し、定時に更新する(単県分13回)。

B 電算係

(1) 投票速報

- ・投票速報は、選挙区選挙、比例代表選挙の順に行う。

(2) 開票速報(選挙区選挙)

- ・選挙区選挙の開票速報には、各市町村が開票を終了した後に行う確定報と、4市について開票の中間の状況を報告する中間報(4市について、21時30分から30分おきの定時までに報告されるものであり、開票率ゼロでも報告してもらうこと)の2種類がある。

(3) 開票速報(比例代表)

- ・比例代表選挙の開票速報は、各市町村が開票を終了した後に行う確定報のみである。

(4) 作業内容

【代行端末班】

① 通常処理

(ア) 【受信確認】

- ・市町村からの報告メールの受信は次の区分で、代行端末1及び代行端末2が受信する。
- ・第1班及び第2班は、市町村からのメールを受信したら、「△△市(町村)、選挙区(比例)、投票(開票)結果を受信しました。」と発声し、県端末班に受信データの確認を依頼する。
- ・県端末班のデータ確認済の発声を待って、次の受信確認の発声を行うこと。

区分	受信する市町村
第1班 代行端末1	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町 (8団体)
第2班 代行端末2	三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、 日南町、日野町、江府町(11団体)

(イ) 【フロッピーディスクへのデータ保存】

- ・受信確認したメールに添付されているファイルは、自動的にサーバ(G:\Inputcsv)に保存される。市部の開票状況、市町村の開票結果の場合は、主査が該当するファイルをフロッピーディスクに保存することとし、「△△市(町村)、選挙区(比例)、開票結果、保存しました。」と発声し、副査が処理確認票を記入する。そして、保存フロッピーディスクと処理確認票をメール送信係に回付する。
- ・なお、「市町村個票CSV処理確認票」は副査がメール送信係から適宜回収する。

(ウ) 【データの保存及び帳票印刷作業の振り分け】

班別	担当者	市町村(開票区)名
第1班 代行端末1	田中、辰島	受信担当市町村のCSVファイルの保存 県集計CSVファイルの保存
第2班 代行端末2	宮本、武田	受信担当市町村のCSVファイルの保存 県集計票の帳票印刷
第3班 代行端末3	小林、秋本	集計Excelファイルの保存

(エ) 【作業順】

- ・原則として到着時期の早い順から順に処理を行うものとするが、既に投票結果を受信している市町村の開票結果については、他市町村の投票結果に優先して保存作業を行うこと。
- ・また、訂正報及び4市中間報については、特に優先処理する必要がある。

② 訂正報の取り扱い

- (ア) 第1班及び第2班は、訂正報がある旨の調整係の発声を聞いたときは、その後該当市町村から送信される

メールに留意し、訂正報を受信したときは、「△△市（町村）、選挙区（比例）、投票（開票）結果、訂正報、受信しました。」と発声する。

(イ) 県端末班から訂正報連絡票の回付を受けたときは、開票結果の訂正の場合、ファイルをフロッピーディスクに保存する。

③ オンライン不通時

(ア) 市町村でデータ入力や通信ができないとき、県の代行端末で市町村のかわりにデータを入力する。

(イ) 代行入力用端末は、第3班（代行端末3）による。ただし、各代行端末のデータ受信状況を勘案して、調整係が指示する。

(ウ) 代行入力をを行う第3班は、調整係の発声を受けて、操作説明書に従い該当市町村の代行入力環境を作成し、完了後、「△△市（町村）、代行入力準備完了しました。」と発声する。そして、調整係から回付されたファクシミリにより入力する。この場合、1名が読み上げ、1名が入力することとし、入力後に印刷して、2名で確認する。

・保存は入力確認ができるから行う。

・保存作業は、「C:\Senkyo\SenkyoData\（代行入力する市町村名）」の下の各データ種類フォルダ内にある最新の履歴番号ファイルを県サーバの「G:\Inputcsv」に複写することによって行う。

・作業終了後、「△△市（町村）、選挙区（比例）、投票（開票）結果、代行入力しました。」と発声し、県端末班にデータ内容確認を指示する。

④ 定時公表及び最終確定時の公表用帳票等の作成

(ア) 印刷又はファイル作成を行う帳票は、次のとおりとする。

I 印刷帳票（公表時間に合わせて印刷するもの）

・「選挙区投票結果（国内+在外）、（国内）、（在外）」
→（選挙区・様式1-1、1-2、1-3）

・「比例代表投票結果（国内+在外）、（国内）、（在外）」
→（比例・様式1-1、1-2、1-3）

・「選挙区開票状況（候補者別開票区分別得票数一覧）」
→（選挙区・様式2）

・「比例代表開票状況（総括表、得票総数の開票区分別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）」
→（比例・様式2、3、4）

・「比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区分別一覧、開票区分別投票総数）」
→（比例・様式5、6）

II 作成ファイル

(i) 速報受信時に随時作成するもの

区分	内容	備考
CSV	①選挙区開票状況（市別）CSV	
ファイル	②選挙区開票結果（市町村別）CSV	
	③比例代表開票結果（市町村別）CSV	

(ii) 公表時間に合わせて作成するもの

区分	内容	備考
CSV ファイル	①選挙区投票結果（県計）CSV ②選挙区投票結果（市町村別）CSV（19団体分） ③選挙区開票状況（県計）CSV ④選挙区開票結果（県計）CSV ⑤比例代表投票結果（県計）CSV ⑥比例代表投票結果（市町村別）CSV（19団体分） ⑦比例代表開票結果（県計CSV）	全市町村確定時のみ 全市町村確定時のみ 全市町村確定時のみ 全市町村確定時のみ 全市町村確定時のみ 全市町村確定時のみ 発表時間を入力 選管名を修正 島根県計を削除 合同選挙区計を削除 発表時間を入力 選管名を修正 島根県計を削除 合同選挙区計を削除
Excel ファイル	①選挙区投票結果 〔（国内+在外）、（国内）、（在外）、 （選挙区・様式1-1、1-2、1-3）〕 ②比例代表投票結果 〔（国内+在外）、（国内）、（在外）、 （比例・様式1-1、1-2、1-3）〕 ③選挙区開票状況（候補者別開票区分別得票数一覧） （選挙区・様式2） ④選挙区開票結果（開票区分別投票総数） （選挙区・様式3） ⑤比例代表開票状況（総括表、得票総数の開票区分別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧） （比例・様式2、3、4）	発表時間を入力 選管名を修正 島根県計を削除 合同選挙区計を削除 発表時間を入力 選管名を修正 島根県計を削除 合同選挙区計を削除 発表時間を入力 選管名を修正 島根県計を削除 合同選挙区計を削除 発表時間を入力

	⑥比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数） (比例・様式5、6)	全市町村確定時のみ ・発表時間を入力
--	---	-----------------------

(イ) 調整係の指示に従い、投票及び開票結果の時間別公表時刻（比例代表の開票結果については、10分前）に作業を一旦中断し、県計ファイルの保存及び帳票の印刷を行う。

(なお、市町村個票保存作業中に集計指示が出た場合には「市町村データ保存作業中です」と発声し、市町村個票保存作業を優先する。)

- ・原則として、代行端末1でCSVファイルのフロッピーディスクへの保存、代行端末2で県集計票の帳票印刷、代行端末3でExcelファイルのフロッピーディスクへの保存を行う。
- ・フロッピーディスク保存や印刷作業を行った際には、「□□時□□分現在（最終確定○○時○○分）、選挙区（比例）、投票（開票）結果、CSVファイル（Excelファイル）、保存しました。（投票（開票）結果、印刷します。」と発声する。保存したフロッピーディスク及びチェック記入した処理確認票は、合区端末班に回付する。

(ウ) Excelファイルを作成する際には、必ず事前に次のとおり修正作業を行い、保存し直す。

ア 全ファイルで必ず行うこと

(1) 発表時間を入力する。 時 分発表

イ 選挙区選挙で必ず行うこと

(1) 選管名を「鳥取県選挙管理委員会」へ修正する。 鳥取県・島根県合同選挙管理委員会

(2) 「島根県計」「合同選挙区計」の集計欄を行ごと削除する。

【県端末班】

① 通常処理

(ア) 代行端末第1班及び第2班の発声によりメールの受信確認が判明したら、県サーバ画面上で、当日有権者数の確認や用意した過去のデータ(H25投票者数)との比較を行い、受信したデータに異常がないか確認する。異常がなければ、「△△市（町村）、選挙区（比例）、投票（開票）結果、確認しました。」と発声する。

(イ) データの異常が発生した場合は、「△△市（町村）、選挙区（比例）、投票（開票）結果、データ異常です。」と発声し、市町村連絡票を調整係に回付し、調整係が市町村委員会に連絡して内容を確認する。なお、この場合、代行端末班のデータ保存作業等は中断しない。

② 訂正報

(ア) 訂正報が入ったときは、調整係が「△△市（町村）、選挙区（比例）、投票（開票）結果、訂正報あります。作業中断してください。」と発声するので、調整係から回付された当該市町村の訂正前ファクシミリ受信票とサーバ上の当該市町村のデータを確認した上で、「△△市（町村）、選挙区（比例）投票（開票）結果、送信前データとファクシミリが一致しています。」と発声する。

(イ) 調整係は、当該市町村にメール送信を指示する。

(ウ) 当該市町村からメールを受信したら、代行端末班は「△△市（町村）、選挙区（比例）、投票（開票）結果、訂正報受信しました。」と発声する。

(エ) 調整係から訂正報連絡票が回付されてくるので、県サーバ画面上で、調整係から回付された訂正後のファクシミリ受信票と読み合わせ確認した上で、「△△市（町村）、選挙区（比例）、投票（開票）結果、訂正確認しました。」と発声して、訂正報連絡票を代行端末班に回付する。内容が一致していないければ、調整係に連絡し、市町村委員会への確認を求める。

③ 集計作業

中央選管への報告

(ア) 中央選管への定時報告は、次のとおり。

I 投票速報 *選挙区選挙・・・確定次第報告する。

*比例代表選挙・・・確定次第報告する。

II 開票速報 *選挙区選挙・・・確定次第報告する。

*比例代表選挙・・・23時から1時間おきである（定時の5分前には送信する。）。

・報告は、報告用のファイルを県端末で作成し、送信することにより行う。

(イ) 作成するファイルは、次のとおりである。

・「選挙区投票結果（国内+在外）、（国内）、（在外）」

→（選挙区・様式1-1、1-2、1-3）

・「比例代表投票結果（国内+在外）、（国内）、（在外）」

→（比例・様式1-1、1-2、1-3）

・「選挙区開票結果（候補者別開票区別得票数一覧）」

→（選挙区・様式2）

・「選挙区開票結果（開票区別投票総数）」

→（選挙区・様式3）

・「比例代表開票状況（総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）」

→（比例・様式2、3、4）

・「比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数）」

→（比例・様式5、6）

(ウ) 中央選管への定時報告の発声・処理

・調整係の指示により、県サーバで集計し、「□□時□□分現在（最終確定○○時○○分）、選挙区（比例）、投票（開票）結果、集計しました。」と発声し、県サーバで集計作業を行った後、県端末で国に報告するた

めのファイルを作成する（「データ取込」ボタンで自動集計可）。

・そして、チェックリストを印刷し、内容を確認をした上で、中央選管に送信する。送信完了後、「□□時□□分現在（最終確定○○時○○分）、選挙区（比例）、投票（開票）結果、中央選管に送信しました。」と発声する。送信済みのチェックリストを打ち出し、送信時刻を朱書きして、県端末班の籠に保管する。

定時公表（報道機関への発表）

(ア) 定時公表の時間は次のとおりである。

I 投票速報 *選挙区選挙・・・20時30分から30分おきに公表する。

*比例代表選挙・・・投票結果がまとまり次第、公表する。

II 開票速報 *選挙区選挙・・・21時30分から30分おきに公表する。

*比例代表選挙・・・23時から1時間おきに公表する（10分前作業）。

(イ) 定時公表の発声・処理

・県端末班は、定時処理する場合は、県サーバで集計し、「□□時□□分現在選挙区（比例）、投票（開票）状況（結果）、集計しました。」と発声し、処理確認票に時刻及び回示を記入して、代行端末班に回付する。

【合区端末班】

① 県集計結果の島根県選管への転送

(ア) 代行端末班からフロッピーディスクの回付を受けたときは、フロッピーディスクのラベル記載等により内容を確認し、次の(イ)該当する場合を除き、直ちにメール送信係へ回付する。

(イ) フロッピーディスクの内容が次のものである場合は、「□□時□□分現在（最終確定○○時○○分）、選挙区、投票（開票）結果（状況）、Excelファイル、合区端末から転送します。」と発声し、当該のExcelファイルを合区システムから島根県選管へ転送する。

区分	内容	備考
Excel ファイル	①選挙区投票結果 [(国内+在外)、(国内)、(在外)、 (選挙区・様式1-1、1-2、1-3)]	全市町村確定時ののみ
	②選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧） (選挙区・様式2)	
	③選挙区開票結果（開票区別投票総数） (選挙区・様式3)	全市町村確定時ののみ

(ウ) 転送が完了したときは、「転送しました」と発声し、フロッピーディスク及びチェック記入した処理確認票は、メール送信係へ回付する。

② 合区集計結果の受信及び印刷

(ア) 上記①により合区システムから島根県選管にデータを送信したときは、送信から10分後を目途に、合区集計結果を受信する。

(イ) 島根県選管から集計結果（Excelファイル）を合区システムで受信したときは、そのまま合区システム上で受信ファイルを開き、データに異常がないことを確認する。異常がなければ、プリンターで帳票を印刷し、

・「合区、最終確定○○時○○、投票者数速報（の訂正）、印刷します。」
・「合区、○○時○○時点、中間得票数速報、印刷します。」

・「合区、最終確定、得票数速報（の訂正）、印刷します。」と発声する。

(ウ) 発表係が帳票を引き取った後、作業を再開する。

C メール送信係

(1) 【市町村個票（開票状況・結果）の公表】

・市町村個票のCSVファイルについて、メール送信により報道各社への発表を行う。

① 合区端末班経由で代行端末班から市町村個票のフロッピーディスクの回付を受けたときは、事前に登録された各報道機関のアドレス宛にメール送信する。（送信用メールはあらかじめドラフト保存により準備しておく。）

② 発表するデータは、合区端末班経由で代行端末班から回付される次のデータとする。

区分	内容	備考
CSV ファイル	①選挙区開票状況（市別）CSV	
	②選挙区開票結果（市町村別）CSV	
	③比例代表開票結果（市町村別）CSV	

③ 一度使用したフロッピーディスクは、印を付けて廃棄する（使用済みフロッピーは、使用しない。）。

④ 電算係からフロッピーディスクにデータ保存済みの処理票を受けたときは、メール送信係がメールにより報道へ送信する。このとき、件名は、「選挙区（比例代表）投票（開票）結果（状況）、市町村名（括弧書きで）（確定）（【訂正】（○））」（○は回数）とし、本文には「CSV」とのみ書き込む。訂正の場合は、訂正個所、訂正前数字、訂正後の数字、訂正理由も書き込んで、送信することとする。

⑤ 発声・処理

・「△△市（町村）、選挙区（比例）、投票（開票）結果、送信します。」と発声し、10秒間待機その後送信し、「△△市（町村）、選挙区（比例）、投票（開票）結果、送信しました。」と発声の上、処理確認票にチェック記入してフロッピーディスクと共に、メール送信係の籠に保管する。

(2) 【市町村個票（投票結果）の公表】

・市町村個票のCSVファイルについて、メール送信により報道各社への発表を行う。

① 合区端末班経由で代行端末班から市町村個票のフロッピーディスクの回付を受けたときは、事前に登録された各報道機関のアドレス宛にメール送信すること。（送信用メールはあらかじめドラフト保存により準備しておく。）

② 発表するデータは、合区端末班経由で代行端末班から回付される次のデータとする。

区分	内 容	備 考
CSV ファイル	①選挙区投票結果（市町村別）CSV（19団体分） ②比例代表投票結果（市町村別）CSV（19団体分）	全市町村確定時のみ 全市町村確定時のみ

- ③ 一度使用したフロッピーディスクは、印を付けて廃棄する（使用済みフロッピーは、使用しない。）。
- ④ 電算係からフロッピーディスクにデータ保存済みの処理票を受けたときは、メール送信係がメールにより報道へ送信する。このとき、件名は、「選挙区（比例代表）投票結果、市町村別（括弧書きで）（確定）（【訂正】○）」（○は回数）とし、本文には「CSV」とのみ書き込む。訂正の場合は、訂正個所、訂正前数字、訂正後の数字、訂正理由も書き込んで、送信することとする。

⑤ 発声・処理

・「市町村別、選挙区（比例）、投票結果、19団体一括、送信します。」と発声し、10秒間待機その後送信し、「市町村別、選挙区（比例）、投票結果、19団体一括、送信しました。」と発声の上、処理確認票にチェック記入して、フロッピーディスクと共に、メール送信係の籠に保管する。

(3) 【県集計票の公表】

- ① 定時公表及び最終確定時の発表は、合区端末班経由で代行端末班から回付された次の県集計票について、報道各社へのメール送信により行う。

区分	内 容	備 考
CSV ファイル	①選挙区投票結果（県計）CSV ②選挙区開票状況（県計）CSV ③選挙区開票結果（県計）CSV ④比例代表投票結果（県計）CSV ⑤比例代表開票結果（県計CSV）	全市町村確定時のみ 全市町村確定時のみ
Excel ファイル	①選挙区投票結果 [(国内+在外)、(国内)、(在外)、 (選挙区・様式1-1、1-2、1-3)] ②比例代表投票結果 [(国内+在外)、(国内)、(在外)、 (比例・様式1-1、1-2、1-3)] ③選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧） (選挙区・様式2) ④選挙区開票結果（開票区別投票総数） (選挙区・様式3)	全市町村確定時のみ
	⑤比例代表開票状況（総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧） (比例・様式2、3、4)	全市町村確定時のみ
	⑥比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数） (比例・様式5、6)	全市町村確定時のみ

- ② 送信の際、件名は、CSVについては、「選挙区（比例代表）投票（開票）結果○時○分現在県計（中間）（○時○分県計（確定））CSV」とする。Excelについては、「選挙区（比例代表）投票（開票）結果○時○分現在県計（中間）（○時○分県計（確定））Excel」とする。

・本文には、ファイルの種類（「CSV」又は「Excel」）のみを書き込む。

③ 発声・処理

・「□□時□□分現在（最終確定○○時○○分）、選挙区（比例）、投票（開票）結果（状況）、CSVファイル（Excelファイル）送信します。」と発声し、10秒間待機する。その後、送信し、「送信しました。」と発声の上、処理確認票にチェック記入して、フロッピーディスクと共に、HP担当に回付する。

- ④ 全市町村が確定した後に、訂正報があった場合の送信メールは、「選挙区（比例代表）投票（開票）結果（県計）（確定）【訂正】○」（○は、県集計票の訂正回数）とし、調整係から回付されたファクシミリ送信票で訂正内容を確認した上で、本文に、ファイル種類（CSV又はExcel）、訂正個所、訂正前数字、訂正後の数字、訂正理由を書き込んで、送信する。市町村の開票結果の個票修正の場合も同様に行う。

(例) ◇◇覚得票数 205→105、○○覚得票数 105→205 理由：入力ミス

- ⑤ 訂正報のメール送信についても、②に基づいて発声・処理を行う。

D ホームページ担当

- (1) メール送信係からExcelファイルのフロッピーディスクの回付を受けたとき、ノーツに接続した端末でホームページ用データを作成し、更新する。

E 発表係

(1) 【通常処理（単県分）】

① 発表は、県政記者室で行う。

② 発表するデータは次のデータとする。

- * 選挙区投票結果（(国内+在外)、(国内)、(在外)）………【選挙区・様式1-1、1-2、1-3】
- * 比例代表投票結果（(国内+在外)、(国内)、(在外)）………【比例・様式1-1、1-2、1-3】
- * 選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧）………【選挙区・様式2】
- * 選挙区開票結果（開票区別得票総数）………【選挙区・様式3】
- * 比例代表開票状況（総括表）………【比例・様式2】
- * 比例代表開票状況（得票総数の開票区別政党等別一覧）………【比例・様式3】

- *比例代表開票状況（名簿登載者の得票総数の政党別一覧）・・・【比例・様式4】
- *比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区別一覧）・・・【比例・様式5】
- *比例代表開票結果（開票区別投票総数）・・・【比例・様式6】
- ③ 県政記者室へ提供する書類はすべてB4判に拡大複写する。
- ④ 時間別投票速報（県計集計表）（投票結果を含む。）
 - (ア) 代行端末班が「□□時□□分現在、選挙区（比例）投票結果（の訂正）印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、帳票の打ち出しを確認し、「□□時□□分現在、選挙区（比例）投票結果（の訂正）、印刷でした。」と発声する。
 - (イ) 表の右上にある「 時 分発表」の空白の欄に時間を記入して、投票状況の場合にはさらに帳票のすべてに[中間報]印を右肩に押し、訂正のある回示の場合は、訂正のある団体名の左側に「訂正 ○」と記入した上で、帳票を17部コピー機で複写し、県政記者室に持ち込み、「選挙区（比例）投票速報、□□時□□分です。（訂正箇所があります）」と発声し、配付する。
(報道関係者用15部、広報課用1部、選管事務局長用1部)
 - (ウ) 投票結果が確定した場合の処理
 - ア 代行端末班が「最終確定○○時○○分、選挙区（比例）投票結果、印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、帳票の打ち出しを確認し、「最終確定○○時○○分、選挙区（比例）投票結果、印刷でした。」と発声する。
 - イ 選挙区選挙の場合、先ず、A4判のまま、執務室内のファクシミリ機器（0857-26-8129）から、島根県選管へファクシミリ送信を行う（比例代表の場合、島根県選管への送信は行わない。）。
 - ウ 次に、帳票のすべてに[確定報]印を右肩に押した上で、17部コピー機で複写し、（配付する帳票が2枚以上になる場合には、ホッチキスで留めた上で、）県政記者室に持ち込んで、「最終確定○○時○○分、選挙区（比例）投票結果です。」と発声して配付する（帳票が2枚以上になる場合には、すべての帳票に印を押す。）。
 - ・なお、確定報後の訂正の場合は、帳票のすべてに[確定報]印に加え[訂正報]印も右肩に押す。
 - (エ) 記者室配付を終えて本部に戻ったら「□□時□□分現在、選挙区（比例）投票結果、（の訂正）配付しました。」と発声する。
 - (オ) 処理終了後、原稿を時間順に整理しておく。
- ⑤ 時間別開票速報（県計集計表）（開票結果を含む。）
 - (ア) 定時の開票速報については、上記④(ア)及び(イ)と同様の処理を行う。
 - ア ただし、選挙区選挙については、上記④(ア)と(イ)の間に、常に上記④(ウ)イと同様の処理も行う。
 - イ なお、比例代表については、早め（毎時55分）の帳票印刷となる。
 - (イ) 開票結果が確定した際には、上記④(ウ)と同様の処理を行う。
 - ア ただし、比例代表については、上記④(ウ)イの処理は行わない。
 - (ウ) 処理終了後、原稿を時間順に整理しておく。
 - (※選挙区選挙の開票については、帳票への押印・増刷を行う前に、常に島根県選管へのファクシミリ送信を行う。)
- (2) 【通常処理（合区分）】
 - ① 発表は、県政記者室で行う。
 - ② 発表するデータは次のデータとする。
 - *選挙区投票結果（(国内+在外)、(国内)、(在外)）・・・【合区投票結果集計】
 - *選挙区開票状況（候補者別得票数）・・・【合区中間開票状況】
 - *選挙区開票結果（候補者別得票数、無効投票数等）・・・【合区確定開票結果】
 - ③ 県政記者室へ提供する書類はすべてB4判に拡大複写する。
 - ④ 投票結果（合区投票結果集計）の場合 ※確定時のみ
 - (ア) 合区端末班が「合区、最終確定○○時○○、投票者数速報（の訂正）、印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、帳票の打ち出しを確認し、「合区、最終確定○○時○○分現在、選投票者数速報（の訂正）、印刷でした。」と発声する。
 - (イ) (訂正のある場合は、訂正のある団体名の左側に「訂正 ○」と記入した上で、) 帳票を17部コピー機で複写し、県政記者室に持ち込み、「合区、最終確定○○時○○分、投票者数速報です。（訂正箇所があります）」と発声し、配付する。
(報道関係者用15部、広報課用1部、選管事務局長用1部)
 - (エ) 記者室配付を終えて本部に戻ったら「合区、最終確定○○時○○分、投票者数速報（の訂正）、配付しました。」と発声する。
 - (オ) 処理終了後、原稿を時間順に整理しておく。
 - ⑤ 開票状況（合区中間開票状況）の場合
 - (ア) 合区端末班が「合区、○○時○○時点、中間得票数速報、印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、帳票の打ち出しを確認して、「合区、○○時○○時点、中間得票数速報、印刷でした。」と発声する。
 - (イ) 帳票を17部コピー機で複写し、県政記者室に持ち込み、「合区、○○時○○時点、中間得票数速報です。」と発声し、配付する。
(報道関係者用15部、広報課用1部、選管事務局長用1部)
 - (エ) 記者室配付を終えて本部に戻ったら「合区、○○時○○時点、中間得票数速報、配付しました。」と発声する。
 - (オ) 処理終了後、原稿を時間順に整理しておく。
 - ⑥ 開票結果（合区確定開票結果）の場合
 - (ア) 合区端末班が「合区、最終確定、得票数速報（の訂正）、印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、

帳票の打ち出しを確認して、「合区、最終確定、得票数速報（の訂正）、印刷しました。」と発声する。

(イ) 帳票を17部コピー機で複写し、配付する帳票が2枚以上になるので、ホッチキスで留めた上で、県政記者室に持ち込み、「合区、最終確定、得票数速報です。（訂正箇所があります）」と発声し、配付する。

（報道関係者用15部、広報課用1部、選管事務局長用1部）

(ウ) 記者室配付を終えて本部に戻ったら「合区、最終確定、得票数速報（の訂正）、配付しました。」と発声する。

(エ) 処理終了後、原稿を時間順に整理しておく。

(3) 【訂正報の処理】

・訂正報の電話があった場合、調整係に呼ばれるので、訂正市町村名、訂正する速報の別（投票または開票）を確認し、記者室で待機中の選管事務局長に「△△市（町村）、投票（開票）結果、訂正報あります。」と第一報（電話：7700）を入れる。

・指導係から訂正理由の説明があった後、訂正報の作成に移る。調整係から回付された訂正前データ入力票（訂正前ファクシミリ）と訂正後データ入力票（訂正後ファクシミリ）を、所定様式（A3判）に貼り付け、訂正理由を記入して、18部（B4判）複写し、1部をメール送信係に渡すとともに、17部と原稿を県政記者室へ持ち込む。選管事務局長に1部手交したのち、15部を各社の箱へ配付し、原稿（1枚目の左上に①と記入）でFネット送信を行い、1部を広報課の箱に入れる。

① 投票速報の場合

(ア) 県集計の訂正時の定時確定処理時に、調整係から回付された訂正報を17部（B4判）複写し、県政記者室に配付する。

(イ) 原稿を使って同帳票を県政記者室のFネットで送信する。

（事務局長説明）

「選挙区（比例代表）□□時□□分投票結果の訂正です。△△町（市）に訂正があります。理由（原因）は、・・・・です。」

② 開票速報の場合

(ア) 開票速報の場合は直ちに記者室へ資料提供する。調整係から回付された新旧訂正報ファクシミリ送信票を17部（B4判）複写し、県政記者室に配付する。指導係が同行し、事務局長へ説明する。

（事務局長説明）

「選挙区（比例代表）開票結果の訂正です。理由（原因）は、・・・・です。」

(イ) 原稿を使って同じ帳票を県政記者室のFネットで送信する。

③ 全市町村確定後の場合

・選挙区及び比例代表の開票速報において、全市町村が確定した後に、訂正報が入った場合には、調整係の指示により、報道機関あて訂正報が入る旨を県政記者室のFネットにより一斉送信したあと、県集計表に修正箇所を明記したものを作成して発表する。

F 調 整 係

◎使用する電話及びファクシミリは下記のものとする。

◆電 話	0857-26-7591
	0857-26-7058
	0857-26-7089（予備）
◆ファクシミリ	0857-26-8129

<速報の進捗管理及び市町村との連絡調整>

ア 速報全体の進捗を管理し、県サーバ画面及びチェックリストにより、処理状況の把握を行う。

イ 報道機関への報告時刻に、電算係に対して確定処理を指示する。

ウ 報告の遅い市町村に対し、適宜督促を行う。

エ 無効投票速報

(ア) 市町村からの報告が届き次第、投票速報、開票速報が報告済みであることを確認する。

(投開票速報が済んでいない場合、市町村に確認をとる。)

(イ) 投票速報、開票速報確認済のものを指導係に回付する。

(ウ) 指導係の確認を得て、選挙毎に市町村に対して解除連絡を行う。

(1) 【集計作業】

① 選挙区選挙

・公表の定時となったら、「代行端末班は新たなメールの受信をやめてください。」「□□時□□分現在（最終確定○○時○○分）、選挙区投票（開票）、状況（結果）、集計処理をしてください。」と発声し、電算係に集計処理開始を指示する。代行端末班の保存、印刷が終わったら、「メールの受信を再開してください。」と発声して通常処理に戻す。

② 比例代表

・中央選管への定時報告の10分前となったら、「代行端末班は新たなメールの受信をやめてください。」「□□時□□分現在（最終確定○○時○○分）、比例、投票（開票）、状況（結果）、集計処理をしてください。」と発声し、電算係に集計処理開始を指示する。代行端末班の保存、印刷が終わったら、「メールの受信を再開してください。」と発声して通常処理に戻す。

（・なお、選挙区、比例代表のいずれも、代行端末班から「市町村データ保存作業中です」と発声があった場合には、市町村個票保存作業を優先させ、その後に改めて集計指示を行う。）

(2) 【県サーバ異常時】

① 市町村から受信したメールの件名と添付ファイル名に不整合が生じるなどの理由により、県サーバで異常が確認されたら、県端末班から市町村連絡票を受け取り、市町村委員会に電話で内容を確認し、処理方法を指示する。

② 市町村委員会への指示後は、市町村連絡票へ処理済みである旨を記入し、処理確認票へホッチキスで添付し、

県端末班へ回付する。

(3) 【訂正報の処理】

- ① 市町村から訂正報の電話があったときは、次のとおり処理する。

ア 電話を切らずに「△△町（市・村）、選挙区（比例）、投票（開票）結果、訂正報ります。△△町（市・村）に係る作業は中断してください。」と発声する。

（・訂正に関係ない市町村の作業はできる限り止めない。）

イ 指導係及び発表係を呼ぶとともに、当該市町村データの処理状況（県サーバ等における処理状況）を確認する。また、指導係の確認を得た上で、発表係に第一報を行うことを指示する。

ウ 引き続き、電話を切らずに、市町村の速報担当者に訂正前後のチェックリストをファクシミリで送信済みであることを確認する。

エ 送信されたファクシミリを2部複写した上で、1部を県端末班に回付し、訂正前データの確認を行ってもらう。もう1部は訂正報作成用に発表係へ回付する。

（県端末班は、データ確認の間、代行端末班の発声中止、発声再開の指示を行う。）

オ 確認後そのまま電話を切らずに、指導係に替わり訂正理由を確認後、再度調整係に電話を替わる。

カ 市町村から送られてきたファクシミリ送信票をもとに、市町村の速報担当者とすべてのデータの読み合わせを行い、訂正内容を確認する。なお、市町村が訂正箇所には○印を付すことになっているが、漏れている場合は読み合わせをしながら○印を付す。

キ 市町村へ訂正後データの送信を指示する。受信後は、県端末班にファクシミリと訂正後データの確認を行ってもらう。

ク 代行端末班がフロッピーディスク保存作業を終えた時点で通常処理に戻す（この時点で、市町村との電話を終了する。）。

② 市町村は、ファクシミリを送信した後速やかに電話連絡を行うこととなっているが、県がファクシミリを受信したにもかかわらず電話報告がない場合には、県から連絡することとし、前項と同様の内容を確認する。

③ ファクシミリデータと送信されたファイルデータが一致しない旨県端末班から報告があった場合には、市町村に確認を行う。

ア なお、電話連絡を受けてから5分を経過しても代行端末でデータが受信できない場合には、市町村に督促し、速やかに送信出来ない理由を確認しておくこと。

④ 既に県計が確定した速報について、訂正報が入ったときは、発表係に報道各社への連絡を指示するとともに、訂正報のファクシミリを1部複写してメール送信係に回付する。

(4) 【オンライン不通時の処理】

① 市町村のオンラインが不通となったときは、第1報が電話（0857-26-7591、0857-26-7058）で入るので、

ア 電話を切らずに「速報システム不通。送信できない報告は、△△町（市・村）、選挙区（比例）、投票（開票）結果です。」と発声する。

イ 市町村の速報担当者に対して、オンライン復旧までの間は、ファクシミリ 0857-26-8129、電話 0857-26-7591、0857-26-7058により速報を行うことを指示し、「△△町（市・村）、ファクシミリ送信指示しました」と発声する。

② 既にファクシミリを受信している場合には、発受信者間でファクシミリデータを読み上げ確認し、最後に発信者、受信者の氏名を相互に呼称して記入する。

③ 電話報告を受けた際にファクシミリを受信していない場合には、一旦電話を切り、電算係・県端末担当に口頭で連絡する。ファクシミリを受信後に、再度データ確認のため市町村の速報担当者に対し電話をかける。

ア 電話を受けてから5分を経過してもファクシミリが到着しない場合には、こちらから市町村に督促し、速やかにファクシミリ送信できない理由を確認すること。

④ ファクシミリの内容が確認された時は、電算係に回付する。

(5) 【無効投票内訳】

① 無効投票内訳をファクシミリで受信したときは、全ての速報が受信されているのを確認した上で、指導係に回付する。

② 県端末班のチェックリスト等により速報の未受信が確認された時は、市町村に連絡し、データ送信を依頼するとともに、送信後に再度、無効投票内訳についてファクシミリを送信するように依頼する。

(6) 【解除連絡】

① 全ての作業の終了が確認され次第、市町村に解除連絡を行う。

(7) 【留意事項】

① 訂正報を処理する場合の回示の考え方は、以下のとおりである。

ア 中間、最終に関わらず、訂正報は次の回示での処理になる。

イ 訂正待ちの状態で回示確定時刻が到来した場合は、訂正報の到着を待たずに回示確定を行う。回示確定後、訂正報が到着すれば次回示での処理となる。

ウ 選挙毎の投票、開票のそれぞれの最終確定時には、調整係は、「選挙区（比例）、投票（開票）結果、最終確定。確定時刻は〇〇時〇〇分。確定処理をしてください。」と発声する。この発声を受け、県端末班は処理確認票に確定時刻を入力して確定処理を行う。

(4) 第24回参議院議員通常選挙 投票・開票状況公表時刻一覧表(鳥取県選管発表分)

区分	選挙区選挙						
	推定投票率	確定投票率		開票状況			
公表一覧	速報投票区 投票速報	市町村別投票速報	時間別投票速報		市町村別開票速報	時間別開票速報	
公表内容	県下9投票区 の投票者数及 び全体の推定 投票率を公表	投票結果がまと まり次第(全県 確定後に)公表	20時30分から30分おきに公表		各市町村から開 票速報が入り次 第公表	21時30分から30分おきに市町 村の確定報と市の中間報を累 計して候補者別得票数を公表	
公表様式	速報投票区 投票状況一覧	選挙区投票結果 (市町村別個 票) CSV	選挙区投票結 果(県計集計 票) CSV	選挙区投票結果 (選挙区・様式 1-1、1-2、1-3)	選挙区開票結果 (市町村別個 票) CSV	選挙区開票状 況(県計集計 票) CSV	
			選挙区投票結 果(県計集計 票) Excel			選挙区開票状 況(県計集計 票) Excel	
公表項目	・投票者数 ・推定投票率 (鳥取県全域)	・投票者数 ・投票率 ・当日有権者数	・投票者数 ・投票率 ・当日有権者数	・候補者別得票数	・候補者別得票総数 ・開票率		
公表方法 及び 公表場所	・県政記者室 に一覧表配付 ・Fネット送信	・報道各社に メール送信	・報道各社に メール送信	・県政記者室に 一覧表配付	・報道各社に メール送信	・報道各社に メール送信	
公表時刻	09:00	投票結果がまと まり次第(全県 確定後に)公表	20:30		各市町村から開 票結果が入り次 第公表		
	* 10:00		21:00			21:30	
	* 11:00		21:30			22:00	
	12:00		22:00			22:30	
	13:00		22:30			23:00	
	* 14:00		23:00			00:00	
	15:00		(以降、確定まで30分おき)			00:30	
	* 16:00					01:00	
	17:00					01:30	
	* 18:00					02:00	
	19:00					02:30	
	* 19:30					03:00	
	20:00					03:30	
	*…国への 定時報告					(以降、確定まで30分おき)	

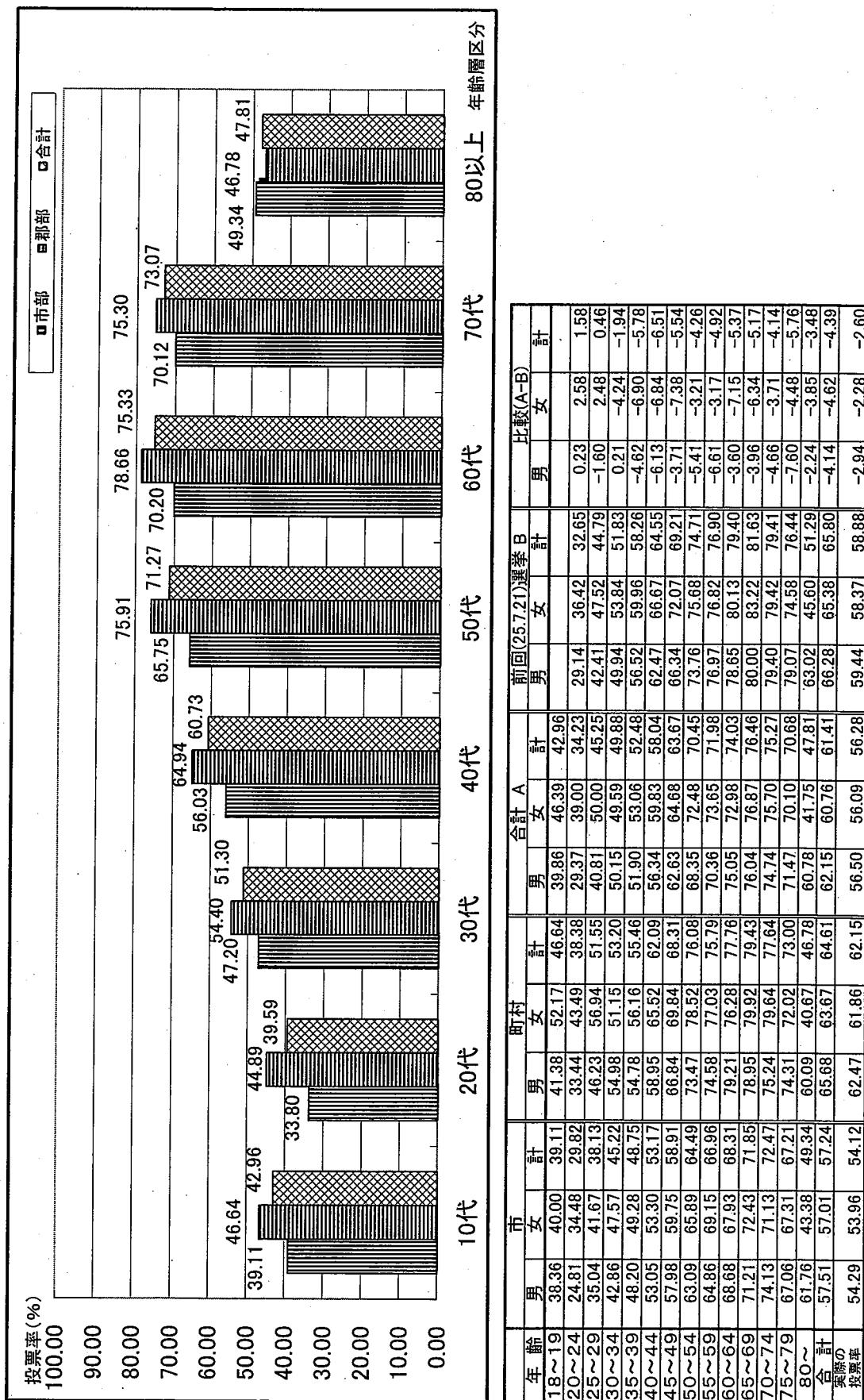
区分	比例代表選挙				
	確定投票率		開票状況		
公表一覧	市町村別投票速報	投票速報		市町村別開票速報	時間別開票速報
公表内容	投票結果がまとまり次第（全県確定後に）公表	投票結果がまとまり次第公表		各市町村から開票速報が入り次第公表	23時00分から1時間おきに公表
公表様式	比例代表投票結果（市町村別個票）CSV	比例代表投票結果（県計集計票）CSV	比例代表投票結果（比例・様式1-1、1-2、1-3）	比例代表開票結果（市町村別個票）CSV	比例代表開票結果（県計集計票）CSV
		比例代表投票結果（県計集計票）Excel			比例代表開票結果（県計集計票）Excel
公表項目	・投票者数 ・投票率 ・当日有権者数	・投票者数 ・投票率 ・当日有権者数		・政党別名簿登載者 別得票数	・政党別名簿登載者別得票数 ・開票率
公表方法 及び 公表場所	・報道各社に メール送信	・報道各社に メール送信	・県政記者室に 一覧表配付	・報道各社に メール送信	・報道各社に メール送信 ・県政記者室に 一覧表配付
公表時刻	投票結果がまとまり次第（全県確定後に）公表	投票結果がまとまり次第公表		各市町村から開票結果が入り次第公表	()…国への定時報告 中央選管への定時報告後に公表 23:00 (22:55) 00:00 (23:55) 01:00 (00:55) 02:00 (01:55) 03:00 (02:55) 04:00 (03:55) 05:00 (04:55) 06:00 (05:55) (以降、確定まで1時間おき)

(5) 開票予定場所・予定時刻表

団体名		開票の場所	選挙区			比例代表		
			投票速報予定期刻	開票開始予定期刻	開票速報予定期刻	投票速報予定期刻	開票開始予定期刻	開票速報予定期刻
市	鳥取市	鳥取市民体育館	21:30	21:00	23:00	21:30	21:00	2:00
	米子市	鳥取県立武道館（主道場）	21:20	21:00	22:50	21:20	21:00	2:00
	倉吉市	倉吉市営体育センター	21:10	21:00	22:40	21:10	21:00	0:30
	境港市	境港市民会館（大会議室）	20:40	21:00	22:30	20:40	21:00	1:00
岩美郡	岩美町	岩美町中央公民館（講堂）	19:50	20:00	21:00	19:50	20:00	22:30
八頭郡	若桜町	若桜町公民館（集会所）	20:45	20:50	21:50	20:45	20:50	23:50
	智頭町	智頭町総合センター	19:30	20:00	21:00	19:30	20:00	23:15
	八頭町	八東体育文化センター	20:50	21:00	22:50	20:50	21:00	1:30
東伯郡	三朝町	三朝町総合文化ホール	20:45	21:00	22:15	20:45	21:00	23:00
	湯梨浜町	湯梨浜町立羽合小学校 (ふれあいホール)	20:50	21:00	22:30	21:00	21:00	1:00
	琴浦町	琴浦町東伯勤労者体育センター	19:50	20:00	21:20	19:50	20:00	23:00
	北栄町	北条農村環境改善センター (大研修室)	20:55	21:00	22:30	20:55	21:00	1:15
西伯郡	日吉津村	日吉津村農業者トレーニングセンター	20:10	20:15	21:10	20:10	20:15	23:00
	大山町	大山町保健福祉センターなわ (多目的ホール)	20:00	20:15	22:30	20:00	20:15	0:30
	南部町	プラザ西伯 (大会議室)	20:30	21:00	21:45	20:30	21:00	23:15
	伯耆町	伯耆町農村環境改善センター (多目的ホール)	21:00	21:00	22:30	21:00	22:00	23:30
日野郡	日南町	日南町役場	19:30	20:15	21:30	19:30	21:30	23:45
	日野町	日野町山村開発センター	19:55	20:00	20:45	19:55	20:50	23:20
	江府町	江府町山村開発センター	20:30	20:40	21:20	20:30	20:40	23:00

第24回参議院議員通常選挙年齢別投票率(平成28年7月10日執行)(選挙区選舉)

5 参考資料
(1) 年齢別投票率



(2) 被表彰者一覧 (総務大臣表彰)

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会

北栄町選挙管理委員会委員 中本治子、智頭町選挙管理委員会委員長 藤原一實

鳥取市選挙管理委員会

米子市明るい選挙推進協議会、江府町明るい選挙推進協議会

(3) 参議院選挙区選出議員選挙立候補者等一覧表 (第1回～第24回)

回数	選挙期日	候補者名	得票数	党派	当落
1	昭和 22年 4月 20日	門田定蔵 田中信儀 山本鉄太郎	83,742 76,912 41,304	日本社会党 諸派 日本自由党	当選(6年) 当選(3年) 次点
2	昭和 25年 6月 4日 (満了 5月 2日)	中田吉雄 徳安実藏 福本和夫	131,376 95,731 26,508	無所属 自由党 日本共産党	当選 次点
3	昭和 28年 4月 24日 (満了 5月 2日)	三好英之 門田定蔵 豊田収 山本義章	120,643 66,053 38,388 31,834	無所属 日本社会党(左) 無所属 緑風会	当選 次点
補欠	昭和 31年 4月 4日	中田吉雄 坂口平兵衛 裏坂憲一	127,509 118,247 6,178	日本社会党 自由民主党 日本共産党	当選 次点
4	昭和 31年 7月 8日 (満了 6月 3日)	仲原善一 河崎巖 安田勝栄	148,501 100,302 -	自由民主党 日本社会党 日本共産党	当選 次点
5	昭和 34年 6月 2日 (満了 5月 2日)	中田吉雄 宮崎正雄 米原昶 小田又工	117,991 117,952 15,175 4,984	日本社会党 自由民主党 日本共産党 人道主義政治連盟	当選 次点
6	昭和 37年 7月 1日 (満了 7月 7日)	仲原善一 武部文 石尾実	147,978 118,258 7,516	自由民主党 日本社会党 日本共産党	当選 次点
7	昭和 40年 7月 4日 (満了 6月 1日)	宮崎正雄 広田幸一 裏坂憲一	137,780 127,456 9,086	自由民主党 日本社会党 日本共産党	当選 次点
8	昭和 43年 7月 7日 (満了 7月 7日)	足鹿覚 仲原善一 米村健	154,933 136,470 8,680	日本社会党 自由民主党 日本共産党	当選 次点
9	昭和 46年 6月 27日 (満了 7月 3日)	宮崎正雄 野坂浩賢 裏坂憲一 和田実治	141,455 122,372 16,372 6,535	自由民主党 日本社会党 日本共産党 民社党	当選 次点
10	昭和 49年 7月 7日 (満了 7月 7日)	石破二朗 北尾才智 裏坂憲一	192,120 126,999 15,575	自由民主党 日本社会党 日本共産党	当選 次点
11	昭和 52年 7月 10日 (満了 7月 3日)	広田幸一 土谷栄一 川西基次	159,866 154,625 19,995	日本社会党 自由民主党 日本共産党	当選 次点
12	昭和 55年 6月 22日 (満了 7月 7日)	石破二朗 新見修 保田睦美	209,025 107,996 18,176	自由民主党 日本社会党 日本共産党	当選 次点

回数	選挙期日	候補者名	得票数	党派	当落
補欠	昭和 56 年 11月 1 日	小林国司 新見修 保田睦美	166,839 113,480 14,551	自由民主党 日本社会党 日本共産党	当選 次点
13	昭和 58 年 6月 26 日 (満了 7月 9 日)	西村尚治 広田幸一 牛尾甫	160,242 152,043 13,656	自由民主党 日本社会党 日本共産党	当選 次点
14	昭和 61 年 7月 6 日 (満了 7月 7 日)	坂野重信 吉田達男 宅野亮介	190,141 145,126 18,281	自由民主党 日本社会党 日本共産党	当選 次点
15	平成元年 7月 23 日 (満了 7月 9 日)	吉田達男 西村尚治 宅野亮介	180,123 154,766 14,764	無所属 自由民主党 日本共産党	当選 次点
16	平成 4 年 7月 26 日 (満了 7月 7 日)	坂野重信 加茂篤代 佐々木康子 中西豊明	180,007 88,937 18,278 11,250	自由民主党 無所属 日本共産党 無所属	当選 次点
17	平成 7 年 7月 23 日 (満了 7月 22 日)	常田享詳 吉田達男 小野泰 小村勝洋	106,246 97,548 97,331 11,653	無所属 無所属 無所属 日本共産党	当選 次点
18	平成 10 年 7月 12 日 (満了 7月 25 日)	坂野重信 田村耕太郎 松永忠君 市谷知子 沖野寛	128,085 101,403 45,920 40,965 4,919	自由民主党 無所属 社会民主党 日本共産党 自由連合	当選 次点
19	平成 13 年 7月 29 日 (満了 7月 22 日)	常田享詳 佐藤誠 市谷知子 山本悟己 山口昌司	174,574 69,078 33,826 21,642 9,812	自由民主党 民主党 日本共産党 社会民主党 自由連合	当選 次点
補欠	平成 14 年 10月 27 日	田村耕太郎 藤井省三 勝部日出男 市谷知子	90,274 86,562 73,383 22,187	無所属 無所属 諸派 日本共産党	当選 次点
20	平成 16 年 7月 11 日 (満了 7月 25 日)	田村耕太郎 土屋正秀 市谷知子	151,737 114,597 38,688	自由民主党 民主党 日本共産党	当選 次点
21	平成 19 年 7月 29 日 (満了 7月 28 日)	川上義博 常田享詳 市谷尚三	168,380 135,233 23,380	民主党 自由民主党 日本共産党	当選 次点
22	平成 22 年 7月 11 日 (満了 7月 25 日)	濱田和幸 小谷真理 岩永尚之	158,445 132,720 20,613	自由民主党 民主党 日本共産党	当選 次点
23	平成 25 年 7月 21 日 (満了 7月 28 日)	舞立昇治 川上義博 岩永尚之 吉岡ゆりこ 井上洋	160,783 82,717 19,600 6,782 6,158	自由民主党 民主党 日本共産党 幸福実現党 無所属	当選 次点

24	平成 28 年 7月 10 日 (満了 7月 25 日)	青木一彦 福島浩彦 國領豊太	387,787 214,917 15,791	自由民主党 無所属 幸福実現党	当選 次点
----	------------------------------------	----------------------	------------------------------	-----------------------	----------